

議案第131号

宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 宝塚市福祉医療費の助成に関する条例一部改正の概要

1 改正の概要

福祉医療における市町村民税所得割額の算定等において、未婚のひとり親を地方税法上の寡婦（夫）とみなして税額を算定することとする。

内容について

(1) 低所得区分（うち市町村民税非課税基準）における適用

婚姻によらないで母又は父となり、現に婚姻をしていない場合に、これを地方税法第292条第1項第11号イに定める寡婦又は同項第12号に定める寡夫とみなした上で、同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者を「市町村民税非課税者」に含める。

(2) 所得制限額の算定における適用

婚姻によらないで母又は父となり、現に婚姻をしていない場合に、これを寡婦等とみなしてもなお、当該市町村民税の納税義務者となるものについて、地方税法第314条の2第1項第8号の規定による寡婦控除及び寡夫控除並びに同条第3項の規定による特別寡婦控除が適用された場合の所得割額と同等の額を用いて所得割額の合計額を算定する。

2 改正の理由

児童福祉法施行令等の改正による。

3 施行期日

公布の日から施行し、平成30年9月1日以後の診察、薬剤の支給等に係る医療費の助成から適用する。